

## 藩政資料にみられる江戸初期の宗教活動〔その二〕

本稿では「藩政資料にみられる江戸初期の宗教活動」〔その一〕として、曹洞宗の大事は修業の一つである深溝松平家菩提寺本光寺の江湖会、各種の法要を中心に調査を試みた。今回もこれに引き続き、寛文九年松平忠房は数度の転封をへて肥前島原に就封している。この就封した時は島原の乱後二十年の後であった。この就封以来の島原藩における藩資料である『島原藩日記』（万覚書）が松平文庫に保管されている。この資料は江戸初期から幕末まで七三六冊と膨大な数である。また、この資料の他に『深溝世記』をみたい。明治になる版籍奉還によって島原藩が消滅することになったので、歴代藩主の業・藩内外の事情をまとめて後世に伝えるべく明治三年に編纂事業を起し、藩校稽古館教授渡辺政弼氏を中心に編纂事業に取りかかり完成させている。『藩日記』『家譜』『諸記録』を藩士に呼びかけて収集して、全二十巻・十五冊（明治五年）が完成している。これを『深溝世記』と名づけている。

この『島原藩日記』と『深溝世記』を中心に江戸初期の島原藩域（島原半島、大分県豊後高田・宇佐）の宗教活動についてみたい。また、この二つの資料は長崎県島原市教育委員会発行の翻刻本を使用させていただいた。本稿においては、この資料を『島原藩日記』を「日記」、『深溝世記』を「世記」と略して示した。

## はじめに

本稿は、江戸初期の大名家の葬送儀礼について論を進めてみたい。それは深溝松平家六代主殿頭忠房の生母である福昌院、その妻である永春院の葬儀・法要をさしている。

忠房の父は吉田藩主である五代忠利であり、奥方は松平藩頭家清（竹谷松平）の

女であったが、此の人には子がなく忠房の生母は智多氏の女であり、島原に住み福昌院と言っている。また、忠房の妻は、「君」といつて佐賀藩主鍋島信濃守勝茂の女であり、永春院と号し、母は、徳川家康の養女であるが、実は岡部内膳正盛の女であり、その子の「君」が寛永十年一月忠房の室となっている。

本稿では、この二人の葬儀・法要葬儀の参列者及び葬儀を祝しての「閉門御免」について論考を進めたい。

長崎県島原市には「松平文庫」が保存されている。寛文九年（一六六九）藩主深溝松平忠房の就封以来、明治の世に至るまで二百余年にわたる『島原藩日記』が収蔵されている。七三六冊と膨大な数ではあるが、欠落の月日、巻がある。それは本稿で使用した部分、延寶年間に発生した長崎代官・宇佐八幡宮の事件については、その部分が欠落している。これを補う資料として、明治三年島原藩庁は、藩校稽古館教授渡辺政弼氏を中心に歴代藩主の業績・藩内外の出来事をまとめた漢文体の『深溝世記』がある。これで欠落部分を補正した。なお、『島原藩日記』については、島原教育委員会発行の一卷から四巻の翻刻本を使用させていただいた。

## 二、島原藩の葬送儀礼

## (一) 福昌院の葬儀

『日記』天和二年十月五日の条に

一、福昌院様御病氣養生不被為叶巳刻遠行被遊候 殿様ニモ御正氣有之内\*\*

片山 晴賢

## \*御見廻御 面談被遊候

と、『日記』天和二年(一六八二)十月五日の条に、藩主忠房の生母福昌院は病氣養生していたが、五日巳刻(午前十時)に遠行(死亡)が伝えられた。藩においては、江戸詰に飛脚を向かわせて知らせた。また、藩士はお悔やみには、年寄・詰衆共に御家中衆も正装で登場した。次の六日福昌院には通常の食事を出し、御前十時には藩主も出席して仏前を拝した。

〔天和二年〕十月七日に、

殿様棟ノ御装束御烏帽子被召辰ノ半刻ニ福昌院様へ被為人、御前御差上ケ御焼香終而御棺出ル御供被遊候、御棺御供御先へ歩行目付咄人・歩行士五人・女中・智多弥惣左衛門・瀧川作之進・智多与一左衛門・牧弥次左衛門・同郷左衛門此外御好知之者御屋敷御番人共・板倉八右衛門・松平勘解由・奥平九郎左衛門・千本弥五兵衛・大目付咄人・九郎左衛門義不行\*断御屋敷御門前ニ罷有候 殿様御供板倉主膳・片山与惣兵衛・羽田三之丞・今泉求馬・小納戸三人・豊岡甚九郎・勝井源五左衛門・御乗物付中小姓・一瀬覚右衛門・朝比奈兵助右之分御墓所山迄参候、此外御供ハ御門より福昌院様迄参夫より御先へ参候、御家中衆・御詰衆其外は当番より外何も御先へ参候而、山ノ中ニ安東半助指凶仕召置候

〔天和二年〕十月十一日に、

一、於本光寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候 殿様御出御龕御供被遊候、練ノ大紋・烏帽子・御太刀持素袴ニテ御脇指同前・御位牌持御名代智多弥惣左衛門・天蓋智多与一左衛門・ぜんの綱左板倉八右衛門・同主膳・奥平彦左衛門・奥平九郎左衛門・片山与惣兵衛・今泉求馬・奥平造酒之助・杉新兵衛・瀧川作之進・右松平勘解由・同庄三郎・羽田三之丞・千本弥五兵衛・鶴殿九郎右衛門・板倉三右衛門・保母孫十郎・牧郷左衛門何も熨斗目上袴着 御前御焼香相濟何も焼香参拝仕候、智多弥惣左衛門・与一左衛門練ノ素襖袴着

一、於本光寺今夕より十三日朝迄御法事被 仰付候 殿様暮合ニ御参詣被遊候、年寄共御先へ伺公申候

と、『日記』の中の記事である、これは 十月五日福昌院が食をそこなうや快復するかと思われたが、やつれてやまいにわかに進み、公は急ぎ母の病状を見るも、しばらくして亡くなった。公は悲しみ、使いを江戸詰・老中に母が鳥原で卒したことを伝えた。

十月七日に円山に葬した(現在の本光寺の裏山)。公は葬儀に先立ち練の衣冠を正して、屋敷で母に膳を供え、香を焚きお参りした。母は藩士智多氏の出であった為、その親戚が従い、その後を藩士も会葬した。辻固は城から寺まで七ヶ所を配置して墓所の円山まで安全を期した。振舞を寺に設けて藩士にこれをとらしむ。十日本光寺に詣でて位牌を拝した。

十一日葬儀を行う。藩主は練の大紋衣と烏帽子をつけ、空棺を担いで四門を巡り、近侍二人太刀を持ち従った。二人家老は左右に分かれ、諸老臣及び智多氏の親類と共に棺を引く善の繩を引いた。藩主は仏壇に進んで香を持って三拝し、位牌を仏壇に安置した。藩主の姿は法会に参加する人々の中でもっとも謹厳であった。福昌院が亡くなって、四十九日に至るまで齋を設けて朝夕、二夜三回読経している。そしてしばらく円山の墓に詣で、また一室で静かに佇んで外には出なかった。その後家老板倉房勝が福昌院の形見を差し上げると仏壇の前に坐してこれを受けた。

その後、母を亡くした公の心情を表わした記事が『世紀』に示されているので、それを見ると、

十月二十五日院の遺言をもつて齋を除かんことを請うも聴かず。十一月十日本光寺主請いて曰く、「世人父母の喪に居ること已に小練の忌を過ぐれば則ち解菜す。況んや公侯に於てをや。願わくは世俗に隨いて宜しく齋食を除くべし」と。

公答えず。明日房勝乾魚の膳を差すむ。公之を却けて曰く、「寡人齋を持して喪を終えんのみ」と。房勝遺命を以て之を強う。公刊強して之に従う。近邦の諸侯喪を聞き使をして之を弔わしむ。司賓を置きて接待す。親藩の使者と雖も之を見ず。或いは四方他事を以て書信を贈らば老臣をして謝せしめて曰く、「寡君老母の喪に居り。故に親答せず」と。十一月二十六日公喪を免じ、沐浴して魚膳に服し、書院に出でて諸士を見る。

としている。これは、十月二十五日福昌院の遺言を以て齋を除かんとするが、藩主は聴かず、十一月十日に本光寺の住職から「世の人は父母の喪に対して小練の忌（三十五日目の忌日）を過ぎると、齋食をやめているので公もよく考えてほしい」と、また家老の板倉も進めたが食しなかった。九州各地の大名・親藩の使用にも会わなかったが、十一月二十六日ようやく喪をやめて、諸士たちに会った。

## （二）福昌院の法要

天和三年十月五日に福昌院の一周忌法要が本光寺で行われ、四日目に懺法あり。

貞享元年十月四日には三年忌が挙行されている。それは、

一、福昌院様三年忌ニ付於本光寺今晚より御法事有之候、彦左衛門奉御用人小右衛門

覚

一、非時二汁五菜

僧衆十老人 晴雲寺江東寺弟子、有家村神泉寺参合候

彦左衛門・小右衛門・左次兵衛台所方・盛方之者寺内沙弥多福軒寺内沙弥等非

時被下候

一、番足輕表門庫裏口衆寮式人充、表門小頭老人

一、客殿前表門大釣灯式ツ充

一、掃除之者五人

一、家具手伝足輕式人 是ハ御台所家具之者、神主様御祭ニ付不足故参有

一、懺法 一坐

一、殿様懺法半過候節御左右申上候付御参詣被遊候、老中・諸分・御家中何も

参詣申候

一、右懺法終而僧衆へ後段餅出ル

一、彦左衛門義本光寺へ相勤御夜詰二不出

貞享元年十月五日の条

一、於本光寺御法事覚

一、早朝行事終而施餓鬼

一、早朝僧衆へ粥出ル

一、年寄中・詰衆・番頭衆御齋被下候、滝川作之進御齋被下候、栗原嘉加平次本光寺ニ而殿様御逢齋振廻可申由御意有之事

一、二汁五菜之調菜也 勝手衆寺内沙弥等迄被下候

一、僧衆布施壹貫文充、役者布施貳百文充、小僧二五百文、不聞二三百文、沙弥門前之多福軒もの二

一、当町座頭・盲女二壹貫文被下

一、殿様寅刻神主様御祭被遊年寄共何も罷出相勤申候、御祭過御廟へ御参詣被遊、夫より本光寺施餓鬼之内御参被遊候、何も詰分・御家中参詣申候

一、彦左衛門義未明より本光寺へ相勤申候故御祭二不出

一、於本光寺、閉門御免世古徳兵衛・棟梁丈右衛門・舟津之者籠舎御免 町座

頭札郡村々廻申候節御断無之馬二乗申候、依之此度より村廻之義御指留有之候へ共今日御赦免被遊候、堂崎村兵右衛門籠舎御赦免被遊候、御中間科代赤土持

御馬屋科代之者御免於本光寺申渡候、徳兵衛本光寺へ罷出御札申上候

とあり、貞享元年（一六八四）十月四日の福昌院の法要の準備と同時に懺法一坐があり、それは僧衆十一名（晴雲寺・江東寺・有家神泉寺）から集められ、また藩主と家中一同出席している。さらに本光寺の塔頭たつちゆうまづの多福軒の名前が見られる。これは島原藩におけるこの法要の重要性を示すものである。また神主様が出席していること、「神仏混淆」の考え方。五日は施餓鬼会があり、出席の人に食事の振舞がなされ、また僧衆・役者・小僧・不聞・沙弥・多福軒・座頭・盲女にもそれぞれ御布施が出された。また最後に「閉門御免」の布達が出されている。それは後に論じたい。

## （三）永春院の法要・葬儀

貞享三年七月六日に永春門院が腫物の病気が発病したことを、江戸より島原に知らされた。江戸ではその日に奥様の祈禱を伊勢神宮にお願いに使を送り、七月九日鍋島和泉守様より歩行使が来て二・三日逗留している。藩では奥様の症状を佐賀・

鹿島に知らせている。さらに貞享三年八月十八日となると、

一、江戸より去五日亥之刻出之飛脚夜中子之到着、是ハ奥様御遠行に付御機嫌伺として江戸詰衆より飛脚仕立指越候

と、八月十八日に永春院が死亡したことを二十二日遅れで島原に知らされ、すぐに長崎に居る藩主に知らせた。江戸ではその後、奥様のお棺を深溝本光寺（愛知県額田郡幸田町深溝内山十七）に向かつて八月十一日に出発している。

貞享三年八月二十五日、二十六日、二十七日にかけて島原で永春院の法要が挙行された。その内容は、二十五日は、本光寺で夜藩主親子と七ツ過（朝三時）まで仏詣、家中の主だった人は正装して参加。二十七日日本光寺之日ノ出頃に仏詣で、法事は五ツ過ぎに終了。領分の出家衆参加。また、佐賀の妙伝寺では二夜三日の法事が挙行され、殺生・音曲が三日間停止された。

九月五日法事、多福軒には銀三枚・ごぜ出座頭に布施が施されている。

九月六日、島原藩より派遣された、片山与惣兵衛、松尾造酒より連判の手紙が来ている。それによると、永春院の遺族十一日江戸を立ち十八日午刻深溝着、三河本光寺より使僧境まで出迎え案内を受けている。この一行の中に\*や庄兵衛・魚屋五兵衛は江戸より深溝まで参加、庄兵衛は鬢を切った事を「不便」としている事は「都合が悪い」としているが、『世紀』によると、

此月十一日江戸を発棺す。十八日深溝に到る。既にして窆り、従士四人髻を斬りて壙に埋む（下田新之丞・稲吉堪四郎・藤山六右衛門・小島作右衛門）。紺屋庄兵衛・魚屋五兵衛は江戸の商なり。平昔夫人の眷顧を受くるを以て共に棺に随いて深溝に至る。庄兵衛悲歎に堪えず終に其の髪を難<sup>き</sup>。

とあり、髪を切るとは正式には出家することを表わすが、ここでは悲しさを表わす為に髪を髻の部分から切るといふことは、哀悼の意を表わすものである。東廟所の入口にある塔は遺髪・歯・爪を納めた塔である。島原・江戸詰めの人々が、当主の葬列が代参によつたものであったため、遺髪を当主と同じ場所に埋めようという追善の埋葬様式であった。また、「殉死者」の遺髪・分骨を当主の墓地近くに埋葬する例は確認されていない。

同じく九月六日の記述に、

一、御棺道中少も無滞深溝迄御着此上御供之面々仕合存候、江戸にて伽羅沈香沢山二御渡被遊候故、道中煙絶不申候程二

とある、伽羅沈香であるが、伽羅は黒沈香木と訳し、沈香属の木から作った香料。沈香は水に沈むほど重い香料。これら南蛮物といわれるもので、長崎貿易で輸入したことが『日記』の中に見られ、その代表的なものが、「かすていら」「ちんた」（ブドウ酒）「麝香」等多くの物が輸入された事がわかる。

さらにこの『日記』九月六日の最後の部分に、

一、今度御法事二付長円寺・長満寺・三光院・浄光坊諷経被出候 長円寺銀五枚長満寺三枚三光院式枚浄光坊式枚出申候

一、こせ座頭へ之被下銀八田昭称一左衛門相談、両様金六両出申候

とあり、三河本光寺で行われた永春院の葬儀がどのようなものであったか。この葬儀には島原藩の『日記』書記は出席していない様である。また長円寺は本光寺八世が勧請開山で二世は同系の九世である。またこの九世は長円寺本随聞記（正法眼藏随聞記）を書写している。このことは後に述べたい。

#### （四）本光寺と御廟所

三河本光寺（愛知県幸田町）の廟所は、西と東に分かれていて、西廟所は本堂の正面にあり、初代から四代までの石塔、五代を祀る尚影堂があり、六代の子息（本朝孝子伝に記載あり）のための石祠、十一代となっている。

東廟所には十五もの石祠が並んでいる。六代から十九代までの石祠、さらに六代忠房の正室永春院の石祠も造られている。

島原本光寺蔵『大檀公法号』（天保十一年（一八四〇）によると、

元房芳公又号忠景 八月六日

良翁源忠居士

弥三郎大炊助親氏庶弟

（初代） 本光寺殿實巖源參大居士

忠定公 享祿四年卯辛  
六月九日  
元芳公大炊助  
參州額田郡岩津住居後移深  
溝城建本光寺始討取小美村保  
母村實當家祖

（二代） 光眞院殿孤峯源秀大居士

好景公 永祿四年辛酉  
四月十五日  
大炊助參州深溝城二住居奉仕  
神祖賜參州中島長良兩鄉興  
東條吉良義諦戰於善明堤丹宮  
討死行年四十四族家臣三十騎共戰死

（三代） 慈光院殿悟溪源了大居士

伊忠公 天正二年甲戌  
五月二十一日  
又八郎主殿助  
參州深溝城住居同州長篠城之役  
與武田勝頼戰鳶巢討死行年三十九

（四代） 慈雲院殿賀屋源慶大居士

家忠公 慶長五年庚子  
八月朔日  
又八郎主殿助從五位下四品參州  
深溝城住居天正十八年庚寅神祖領  
東關八州以江戸城為麾下給家忠  
同州忍城辰邑一万石文祿元年壬辰

總州上代又移領同州小美川慶長五年庚子

石田三成黨圍伏見城家忠與鳥

居元忠守城八月朔日拒テ島津氏

戰死年四十六從士八拾五人戰死

（五代） 壽松院殿超山源越大居士

忠利公 寬永九年甲申  
六月五日  
又八郎主殿助從五位下四品總州小美川城  
住居慶長元年丙辰於台德院殿御前  
元服授御諱字賜雲次御劔後請  
賜舊土乃授深溝城治西郡九年甲辰  
叙從四品十七年壬子改賜三品吉田城加  
食祿領三万石卒於吉田城春秋五十一

（六代） 與慶院殿泰雲源通大居士

忠房公 元祿十三庚辰  
十月朔日  
主殿頭大炊頭從五位下四品寬永九  
年壬申移封同州刈屋城丹州福知山  
城加其祿四万六千石領家綱公御代  
加食祿二万石賜肥前島原城於住戶  
三田臺卒六十春秋八十二

（七代） 瑞光院殿德雲源通恭大居士

忠雄公 享保二十一年丙辰  
二月七日  
主殿頭大炊頭從五位下四品実松平  
利兵衛長子肥前島原城住居江戸  
於敷奇屋敷卒ス

忠俣公 元文三年<sup>戊午</sup>三月十四日

(八代) 玉竜院殿潭水源澄大居士

從五位下主殿頭島原城主於

同所卒ス

忠侯公 天保十一年<sup>庚子</sup>四月九日

(十二代) 徳巖院殿有道源純大居士

從五位下主殿頭島原之城於

同所卒行年四十二

忠刻公 寛延二年<sup>己巳</sup>五月八日

(九代) 喚竜院殿是山源誰大居士

八十郎主殿頭從五位下実松平日向守

勘敬男島原城主江戸参勤之節

於防州下松卒行年

忠恕公 寛政四年<sup>壬子</sup>四月廿七日

(十代) 瑞應院殿嶽源麟大居士

從五位下主殿頭島原城主寛

政四年<sup>壬子</sup>四月朔日島原依洪

波山崩暫移居城北守山村莊屋

十九月城之内外巡見偶值病卒

行年五十一家督宝曆十二年<sup>壬</sup>

勘敬男島原城主江戸参勤之節

於防州下松卒行年

忠馮公 文政二年<sup>己卯</sup>正月廿八日

(十一代) 麗商院殿緝敏源瀨大居士

從五位下主殿頭島原之城主江戸

於數音橋屋敷病卒行年

四十九

とあり、これによると戦国時代に二代好景は「善明堤」の戦いで家臣三十騎と共に戦死。三代伊忠は「長篠の戦」で戦死。四代家忠は家康から捨城といわれていた「伏見城」の戦いで家臣八十五名と共に戦死。このように三代連続で壮烈な戦死を遂げていて、徳川家康に対する忠義と武勇の家柄である。

深溝松平一家の墓地はそれぞれの菩提寺が『大檀公御法号』の中で示されている。それは、「御内室」とする章に、

天文五年三月廿一日

(1) 三光清春大姉

忠定公室

天正十二年<sup>甲申</sup>八月十七日

(2) 梵行院殿潮月貞音大姉

好景公室

天正三年<sup>乙亥</sup>四月廿九日

(3) 月屋寿泉大禅定尼不詳

伊忠公室

水野藤次郎範妻

天正二年<sup>甲戌</sup>三月廿七日

(4) 心月泰卯大姉

伊忠公室

寛永十九年<sup>壬午</sup>六月二十七日

(5) 照光院殿陽山貞春大姉

家忠公室 三州納

貞享三年<sup>丙寅</sup>八月五日

(6) 永春院殿昌壽賢貞大姉

忠房公室 三州納

松平信濃守勝茂女

正徳五年<sup>乙未</sup>四月二日

(7) 宝珠院殿円光妙照大姉

忠雄公室戸田山城守忠昌女

江戸牛込松原寺二納

安永六年<sup>丁酉</sup>五月廿五日

(8) 富妙院殿賢室珠照大姉

忠刻公室江戸青山玉窓寺葬

土屋但馬守陳道女

安永六年<sup>丁酉</sup>十月八日

(9) 桂樹院殿水林珠照大姉

忠恕公室 江戸牛込宝泉寺葬

真田伊豆守信安女

文化九年<sup>壬申</sup>十二月廿六日

(10) 豊章院殿皎安涼白大姉

忠淳公室 江戸牛込宝泉寺納

井伊掃部頭直幸女

天保六年<sup>未</sup>一月十七日

(11) 天妙院殿春室貞曉大姉

忠侯公室 江戸牛込宝泉寺納

井伊掃部頭直亮女

寛永九年<sup>壬申</sup>八月十七日

(12) 日栄

家忠公弟沙弥松意妙音院

遠州鷲津本興寺墓有之

元和五年<sup>己未</sup>六月廿四日

(13) 松秀院殿龍雲源洞大居士

忠利公弟長三郎総兵衛忠貞

参州納

寛永十三年<sup>丙子</sup>十月十一日

(14) 長松院殿明窓理鏡大姉

忠利公妹松平外記忠実室

三州

寛永五年<sup>戊辰</sup>十一月十七日

(15) 長昌院殿天窓祐心禪定比丘尼

忠利公妹松平志摩守重成室

三州

慶安元年<sub>子</sub>戊六月三日

(16) 翁達源仙大禪定門

忠房公弟五郎七忠秀

三州

寛文九年<sub>己酉</sub>六月廿三日

(17) 德寿院殿天窓源祐大居士

忠房公長子從五位下大炊頭

忠房早世 三州

享保三年<sub>戊戌</sub>八月二十日

(18) 実相院殿郭翁源心大居士

忠房公二男右京亮忠倫

浄林寺

貞享元年<sub>甲子</sub>八月十六日

(19) 月桂院殿露窓了秋大姉

忠房養女渡辺大隅守貞室

松平外記女 江戸牛込宝泉寺

寛文十年<sub>庚戌</sub>九月二十八日

(20) 眞清院殿性相幻空童子

忠房公三男浄林寺

天和二年<sub>壬戌</sub>十月五日

(21) 福唱院殿寿嶽宝円大姉

忠房公実母 浄林寺建立

延宝九年<sub>辛酉</sub>六月二十三日

(22) 円明院殿心月日詠大姉

忠房公実母 江戸浅草法泉寺

享保十三年<sub>戊申</sub>六月十五日

(23) 凉台院殿音峰清雲大姉

忠房公実女土岐丹後守頼稔室

江戸玉窓寺納

享保六年<sub>辛丑</sub>十月十八日

(24) 善見院殿光涌源明童子

忠房公男又八郎早世

浄林寺葬

享保十二年<sub>丁未</sub>六月二十九日

(25) 指月院殿清操源照童子

忠房公男豊次郎 浄林寺葬

享保八年<sub>癸卯</sub>十一月二日

(26) 覚樹院殿薰室精円童女

忠房公女於貞 浄林寺葬

正徳三年<sub>癸巳</sub>十月二十日

(27) 白元院殿運享泰栄童女

忠雄公女堀遠江守適恒室  
浄林寺

(28) 慈雲院殿天室浄真大姉  
宝永六年<sub>丑</sub>二月八日

忠雄公女 江戸宝泉寺葬  
於国南部家に御嫁女

(29) 円寿院殿昌林善桂大姉  
宝永六年<sub>己</sub>二月八日

忠雄公妹 玉窓寺葬

(30) 真正院殿興室貞揚大比丘尼  
安永二年<sub>巳</sub>九月十二日

忠雄公妾松平又八郎御実母  
野州宇都宮慈光寺納

(31) 太玄院殿庸僊義順大居士  
天明七年<sub>丁</sub>七月十日

忠恕公二男内記大久保伊豆守養子 江戸青山天台宗教学院

(32) 信解院殿一念不生童女  
寛政十年<sub>戊</sub>三月七日

忠恕公女於福 江戸青山玉窓寺葬

(33) 高嶽解院殿峯源栄居士  
寛政十一年<sub>未</sub>九月八日

忠恕公男雄五郎 江戸青山玉窓寺<sub>二</sub>葬

(34) 鏡晟院殿寿山貞松大姉  
享和三年<sub>亥</sub>六月八日

忠恕公女於照 江戸青山玉窓寺<sub>二</sub>葬

(35) 仙松院殿獨峯源高禪童子  
享和三年<sub>亥</sub>八月十日

忠淳公六男正五郎江戸青山玉窓寺<sub>二</sub>葬

(36) 種性院殿蓬芳源薰童子  
文化六年<sub>巳</sub>六月五日

忠淳公九男 浄林寺

文化九年<sub>壬</sub>五月十九日

(37) 龍潭院殿禪底源徹大居士  
忠刻公男中務忠睦 浄林寺

文化九年<sub>壬</sub>十一月三日

(38) 旌操院殿駿譽遊道宗高居士  
忠恕公男内記初友之丞神尾主水養子

江戸納

(39) 未明院殿夢幻童女  
文化十二年<sub>乙</sub>七月十一日

忠馮公子石満月出産

江戸赤坂盛徳寺葬

- (40) 文政六年癸未十二月十四日  
梁棟院殿一星源旺童子  
忠侯公男恭之助 浄林寺葬
- (41) 文政十二年 丑 四月廿日  
芙蓉院殿端嚴妙相童女  
忠侯公女於遊□妾腹 浄林寺
- (42) 天保二年 卯 二月十四日  
玉顔院殿瞻光源蓉童子  
忠侯公男万次郎妾腹 浄林寺
- (43) 天保四年 巳 十一月十四日  
智玉院殿慧光不味童子  
忠侯公女於千鶴妾腹 浄林寺
- (44) 慶安二年 己 丑 九月十五日  
虛山源太禪定門  
松平十郎兵衛利弘 参州
- (45) 明暦元年 乙 未 十一月二日  
明宗源白禪定門  
松平十三郎房行忠房公州  
息国千代 三州納  
元禄七年 甲 戌 四月二十三日
- (46) 靈樹院殿青蔭秀嶂童子  
忠倫男弥生丸 島原本光寺  
寛延二年 己 巳 正月十四日
- (47) 妙貞院殿清光玉円大姉  
中務忠睦実母 浄林寺納
- (48) 寛延三年 庚 午 二月九日  
慶寿院殿眞諦妙觀大姉  
宝暦元年 未 二月九日 直有之  
是非不詳 堀遠江守室  
江戸駒込養源寺
- (49) 享保十四年 己 酉 十二月十九日  
寒松院殿陽岩隣清大姉  
忠救室 江戸玉窓寺納
- (50) 宝暦十年 庚 辰 五月二十日  
珠明院殿一相了頼大姉  
忠刻妹松平豊前守膳  
尹室 淺草白泉寺
- 右七靈紀州高野山大徳院江位牌寄附有之卒去  
之年月不詳牌名墓可合考
- (51) 元和五年 己 未 十月二十八日  
岳雄院殿俊譽宗貞大姉

伊忠妹松平伊豆守信一室  
京師智恩院山名石碑在

(52) 寿光禪定尼  
寛永十一年<sup>甲戌</sup>九月十一日

家忠妹戸田土佐守尊次室

安永二年<sup>癸巳</sup>正月十八日

(53) 寿光院殿妙英日浄大姉

寛政<sup>乙巳</sup>二十三日忌御回向無シ

忠刻妹大罪宇兵衛母

享保二年<sup>丁酉</sup>二月七日

(54) 月桂白信女

弥生丸実母

永禄四年<sup>辛酉</sup>四月十五日

(55) 昌屋源久居士

好景舍弟松平太郎右

衛門定清於善明堤

討死

慶長五年<sup>庚子</sup>八月朔日

(56) 繫宗源昌居士

於伏見討死重勝孫

松平堪兵衛勝正実

正徳四年<sup>甲子</sup>十一月十八日  
(57) 偃溪院殿巴水源流居士  
勘解由源次章 宝泉寺

寛永十六年<sup>己卯</sup>二月三日

(58) 春昌院殿徳翁源林居士

松平勘解由左工門定広

三州納

寛延二年<sup>己巳</sup>十二月二十九日

(59) 清浄院殿

忠刻公御実父松平日向守

四谷西迎寺

宝曆十年<sup>庚辰</sup>九月廿日

(60) 麗嶽院殿秋光寂玄童子

土井伊豫守嫡栄丸

浅草誓願寺

年<sup>己巳</sup>六月十二日

(61) 了心院昌室知元禪尼

歌光院殿御実母 玉窓寺

文化二年<sup>丑</sup>十二月十九日<sup>ニ</sup>賀儀<sup>ハ</sup>

(62) 妙雲院殿 天保八年十一月

文政十年<sup>丁亥</sup>十一月五日<sup>ニ</sup>

忠祇女士岐山城主室於喜澤

## 江戸東海寺中春雨庵

とある。これは深溝松平一族のそれぞれの個人の菩提寺が示されたものである。これらの中から寺院名・埋葬地・個人名を番号で示すと、

島原浄林寺	18	20	21	24	25	26	27	37	40	41	42	43
三州納(三河本光寺)	5	6	13	14	15	16	17	44	45	58		
高野山大徳院	51	52	53	54	55	56						
江戸青山玉窓寺	8	23	29	32	33	34	35	61				
江戸牛込宝泉寺	9	10	11	19	22	28	57					
江戸牛込松源寺	7											
遠州鷲津本興寺	12											
野洲宇都宮慈光寺	30											
江戸青山天台宗教学院	31											
江戸赤坂盛徳寺	39	56										
江戸駒込頼源寺	48											
江戸浅草白泉寺	50											
江戸四谷西迎寺	59											
江戸浅草誓願寺	60											
江戸東海寺春雨庵	62											

とあり、高野山大徳院の55は三代好景が善門堤の戦いで戦死しているが、弟も同時に戦死。56は四代家忠が八十五人と戦死、この中で松平堪兵衛勝正・浅野家の祖も戦死。30の宇都宮で死亡した人で松平藩が転封時死亡、慈光寺に葬する。しかし江戸納38、島原本光寺46が少し疑問の点である。さらに「島原浄林寺」は現在存在しなく廃寺となっている。この経緯をみると、『世紀』元禄三年十二月の条によると、

是より先円山に運営する所の仏寺成り、号を浄林寺と賜う。初め公子(国千代)、生母(福唱院)を円山に葬るや、小庵を置きて以て守家と為す。此に至って寺

を建て、本光寺の僧月泉をして之に主たらしむ。此の寺に昔年寺有り、浄林寺と曰いて廃す。故に其の旧号を襲ぐなり。

(元禄四年)七月五日、浄林寺の主に寄附牒を賜う。其の文に曰く、「肥前国高来郡島原村の浄林寺に、開墾の土田一町九段八畝九歩を寄附す。右の浄林寺は往昔桜田門外に在り。諸士の第宅と其の圃を同じくす。僧徒寺務を惰り終に廢頽に至る。今再び円山に建移し、山に土田を闢きて以て之に附す。故に悉く諸課役を免除するなり。主殿頭花押」と。

と、この浄林寺は元禄三年に早死した子息の国千代、生母の菩提を弔う為に円山に小庵を建て、月泉を住職とした。この浄林寺は桜田門外にあったが、これを排して山の手の円山に旧号を用いて再興した。浄林寺は江戸時代までは存在していたが、明治になり本光寺は廃仏毀釋で失ってしまった。しかしこれを再興するにあたり、本光寺末の浄林寺を排して同寺を本光寺としている。現在島原には浄林寺は存在せず、「浄林寺山」と山の名だけが残っている。

## (五) 御法事の赦

この赦とは罪を許すことであるが、江戸幕府では朝暮の慶弔にあたって行われている。即位・改元、將軍宣下などの慶弔赦を御祝儀の赦。將軍死去などの法事に際して出される赦を御法事の赦という。この法事の赦は罪人の親族が寛永寺・増上寺に願い出て、赦免帳に記入して幕府に上申する形であった。島原では旧藩時代の赦はおおかた幕府の法令に準じたもので十等に分けていた。また、旧藩では閉門以下の「御免」が多く、刑務所から出されて縄をかけたまま本光寺の客殿で役人から訓示を受け、藩士は何の罪か説明がないが、また、時によっては町の別当・乙名も一緒に出席している。これら罪自身は重いので連座制をもっていた。福昌院の三回忌、棟梁大右衛門の刑務所開放、町座頭が村々を廻時に無断で馬を乗りまわした、罪人だったが赦免、堂崎村の兵右衛門は刑務所御赦免等があり、世古徳兵衛門は本光寺に御礼に来山している。

貞享五年八月五日の永春院三回忌で、

一、五日馬殺せし馬取三人助命出籠 仰付、是又本光寺二而源郎兵衛右之段申渡候事

と、これは馬の轡くわを取る職業の三人が馬殺しとして罪名があり、出籠している。これも本光寺で申し渡しをしている。

貞享五年十月五日の福唱院の七回忌で、

一、於本光寺御法事ニ付御赦免もの申渡覚

①一、豊州役人本多源八郎閉門御免

②一、御茶方清水林賀閉門御免

③一、中根久八郎閉門御免目付役御取上並歩行士被 仰付候

④一、棟梁李之丞 御目通へ御作業方御用之節罷出候儀今日迄御免

⑤一、大島忠左衛門組杖突甚大夫閉門御免並御足軽二被 仰付候

⑥一、高橋与助与藤兵衛大関甚五右衛門覚之丞閉門御免

⑦一、大原甚五左衛門中間籠舎御免甚五左衛門方へ房ス

⑧一、片多笹右衛門中間籠舎御免豊州者故豊州差戻ス 当年之村夫二不立当暮此代り出し候様ニ此儀郡奉行共科代ニ罷成候由申上候付申渡候

⑨一、船津町平次衛子仙右衛門、先年酒狂仕二類共願にて大矢野組へ流罪申候、

二三年前以前御咎申此方へ呼戻候又酒狂親并親類共押込罷在候、此者追放仕度願内々去年より申上候へ共分ニ差置候、今日勝手次第追放申候様ニ被仰出候

⑩一、竹盗人北有馬村清右衛門去年より籠舎被仰付候、今日御免助命\*\*追放仕候様親類共へ被仰出候

⑪一、籠奉行与五平娘老人大矢野組へ流罪被 仰付候、此娘此方へ被召返被下候様二近年大目付中迄願申候今日御免被 仰出候

と、この十一件の特赦を見てみると、①②③④は閉門御免となっている。①の豊州役人であるが、島原藩の飛地（大分県）の役人のこと。さらに同じ閉門御免で⑤⑥があるが、これは⑧が「目付役」から「並歩行士」への降格人事である。⑦は棟梁の御目通を許すということ。⑨は籠舎御免で刑務所から出されて元の役につくこと。

⑨⑩は籠舎御免であるが、その後「追放」の刑となっている。⑪は流罪となった人の事で、大矢野組（天草）に酒乱の罪で二、三年流罪となっていたが、呼戻して追放。⑪は籠奉行の娘が流罪となっていたが呼戻して御免となっている。

（了）

## 注

1、御墓所山一復昌院の墓所がある土地を「円山」と云っている。円山は城から約一キロに松平の菩提寺本光寺があり、さらにこの寺から約一キロの所に藩関係の墓地がある。円山である。この円山はもと丸尾城と言って天正十二年（一五八四）三月二十四日に島原の沖田騷に薩摩・有馬の連合軍と佐賀の籠造寺が戦った場所である。この丸尾城には薩摩の猿豆越中守、その他の薩摩勢が布陣して「丸尾城の戦」があった所にあたる。この丸尾城の戦については『鍋島直茂譜』に示されている。この丸尾城が後に円山と呼ばれ、現在は本丸部分に一の廟所、次に二の廟所、三の廟所は深溝松平家の墓がある。また、廟の裏手には当時の丸尾城の石垣の部分と、寺の回りに当時の石垣が残っている。また、昔は本光寺から円山にかけて「殿様道路」と言われていた石畳道路があった。これは江戸時代に農家に大きな石を持つてくると粟をあげるとして工事した石畳道路である。が、現在は石畳の上にアスファルトを敷いた道路となっている。

2、善の綱―墓所に善し綱の意で、開帳・供養などの時に仏像の手にかけて引く五色の綱。  
3、四門を巡る―釈尊は出家される以前、太子時代に巡毘羅城の東西南北の四門から出遊し、人生の苦をまのあたりに見て出家を決意したことに由来する。

4、多福軒―本光寺の塔頭。禅院における山内の小院。江戸の始には、三河本光寺の住職が島原本光寺の住職になる例が多かったので、この多福軒と藩との打合せ、相談等を行って三河まで出かけて決定していた。

5、平成二十二年六月五日発行の『深溝松平家墓所と瑞雲山本光寺』発行松平忠貞氏によると、東御廟所にある七代忠雄公の石祠が平成二十年夏三河地方を襲った豪雨により、墓が著しく傾き、倒壊する恐れが生じた、これによって石祠を解体することになった。これらの事を総合して調査の記録を残している。それによると、出土品の全様、人骨分析

等の記録を残している。この中で出土品は島原から持ち込まれたものだと思われる、それは慶長小判二十八枚、正徳小判十二枚、享保小判四十二枚、慶長一分金五十二枚、正徳一分金十六枚、享保一分金一六八枚、ドイツ製ガラス祝杯・一五九九（慶長四）年製四個、八角形間香炉等があげられる。

6、十等―高柳真三「徳川幕府の赦律について」法学・十二の九・十によると、（1）入牢（2）遠島（3）追放（4）閉門（5）逼塞（6）遠慮（7）戸ノ（8）手錠（9）押込（10）預の十等の刑罪があり、この中で閉門、逼塞、遠慮は士分・僧侶、戸ノは庶民、押込は士分・庶民共に科せられた。いずれも自宅に籠居せしめる刑であって、その籠居の程度及び形式によって区別されている。

（かたやま はるかた 駒澤大学名誉教授）